

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 21 年 4 月 6 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

- ・ 「県立病院改革に関する考え方（基本方針）(案)」に関する公聴会の公述人公募について
- ・ 「第 5 回全国自治体議会改革推進シンポジウム」の開催について

(議長)おはようございます。

ご出席いただきましてありがとうございます。

4 月といたしますか、新しい年度に入りまして、議会も少し人事もございまして、新しいスタッフも入っていただきましたので、気持ちを新たにまた今年度取り組んでまいりたいと思っています。

昨日、北朝鮮の飛翔体の発射を受けまして、これは全国議長会でもこのことにつきましては、中止を求める緊急決議を行っていたところでございまして、日本の政府の解釈としては、たとえ人工衛星であったとしても、発射が行われた場合は、停止を求めるというようなことを、国連決議に違反するというようなことをずっと言い続けてきたわけでございまして、にもかかわらず、昨日発射を強行したことについては、被害がなかったものの、遺憾と言わざるを得ないところだと思えます。

ただ、皆さんちょっと騒ぎすぎというような感じは私は率直に言って思っているところでございます。県民と言いますか、国民の安心・安全を守っていくというのは本当に最優先に考えられるべき事だろうと思っているところでございまして、県の対応につきましては、県民に対する発表は市や町に委ねるといようなところは、私は的確な対応ではなかったかと思っているところでございます。議会といたしましても、総務課を中心に待機をし、それなりの対応をしていただいた、的確にさせていただいたと思っているところでございます。対応を市町に委ねたわけですけれども、今のところ 29 市町で、住民の皆さんに行政無線だとか、あるいはケーブルテレビだとか、ホームページなどで実際住民の皆さんに発射したということを伝えた自治体は 5 団体であったそうでございます。津、四日市、名張、伊賀、東員町。この 5 団体が住民の皆さんにお伝えをし、あとのところは市町の判断で、市町段階で住民には伝えなかったということだろうと思っております。このことについては、今後の国際社会や国連や、あるいは政府の対応を見守ってまいりたいというふうに思っているところでござ

ざいます。

先月の23日に21年度の当初予算を三重県議会は可決いたしました。また、30日には県税条例の一部を改正する条例案を知事による専決処分によらず、審議し、可決をいたしたところでございます。いずれも県民の暮らしに直結すると言いますか、関連しているため、議会において議論ができたということは、議会としての権能を果たし得たものと思っております。

議会における予算の論議の中心は、厳しい状況にある雇用・経済対策でございました。所管の常任委員会でも、求職者等の就労支援や生活安定について、多文化共生や男女共同参画の推進にも留意したうえで、部局横断的に取組をするように当局に要望をしているところでございます。

県議会としても、実効性のある景気対策を打てるように、今後とも執行部や、あるいは業界団体にも働きかけなどの対応をしてみたいと考えております。

また、先月、議会改革の成果と課題を評価し、改善するための議会改革諮問会議設置条例を制定いたしました。今年度は、この諮問会議を有効に活用し、新たな議会改革のステップにつなげてまいりたいと思っております。

さらに、後ほど発表事項で申し上げますけれども、県立病院改革に関する公聴会の開催などを通じて、県民の皆さまからのご意見をお聴きするとともに、第5回の、今お手元にお配りしておりますけれども、全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催し、全国の自治体議会との交流・連携を深めていきたいと考えておりますので、皆さんにはご理解のほどよろしくお願いさせていただきます。

以上、ご挨拶がてらに申し上げまして、次に発表事項に移らせていただきたいと思います。

まず、公聴会、いわゆる県立病院改革についての公聴会についてでございますが、平成21年2月に県が公表いたしましたいわゆる基本方針について、常任委員会で、4月22日午後1時から公聴会を開催し、県民の皆さんのご意見を賜ることになりました。

発表事項にも記載していますように、公聴会で意見を述べていただく方を4月10日午後5時まで公募をいたしているところでございますので、県民の皆さんには、是非お申し出いただけたらありがたいと思います。4月10日までですけれども、応募件数は本日までで2件となっております。まだ本日を含め締め切りまで5日ございますので、是非お申し出をいただきたいと思っております。申出書及び県立病院改革に関する考え方についてはホームページに掲載しておりますので、是非見ていただきたいし、応募される方は県立病院にも置いてありますし、郵送でも結構でございますので、議会事務局まで連絡をいただきますように皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。

次に発表事項の二つ目にまいりたいと思います

先程資料をお配りしております、全国自治体議会改革推進シンポジウムでございます。これは前回の会見でも申し上げましたけれども、現段階で都道府県では5府県で議会基本条例を制定していただいております。三重県、福島県、岩手県、神奈川県、大阪府、大分県、できれば将来的にはその基本条例を制定したところと連携しながらこの種のシンポジウムを開催できたらと思っているところでございますが、まだまだ過渡期でございますので、第5回目も三重県単独で開催をさせていただきます。

リーフレットをご覧ください。詳しく書かせていただいております。当初総合文化センターの多目的ホールで開催する予定でございましたが、北海道議会や、あるいは沖縄県議会からも参加の申し込みをいただきまして、先週の金曜日、4月3日現在で431名の出席者がございますので、センター内の中ホールに会場を変更させていただきたいと思っております。まだまだ中ホールであれば余裕がございますので、呼びかけもしながらより多くの自治体に参加をしていただきたいと思います。

シンポジウムの内容は、皆さんのお手元に書いてあるとおりでございまして、慶應義塾大学の浅野史郎教授に基調講演をやっていただきまして、その後、その浅野先生と山梨学院大学の江藤俊昭先生、それから会津若松市議会広報広聴委員会委員長の小林作一様、栗山町議会の橋場利勝様と私でパネルディスカッションをし、会場との意見交換もさせていただきたいと思っております。

このシンポジウムにつきまして、是非皆さんにも情報発信のご協力をお願い申し上げます。また、今年から県民の皆さんにも是非ご参加をいただきたいと思いますというふうに思っております、ホームページ上でその旨をしておりますので、県民の皆さまも是非ご参加をいただけたらありがたいなと思っておりますのでございます。

私からは、以上でございます。

## 2 質疑応答

(質問)これ公述人というのは、特に制約というか、誰でもいいんでしょうか。

(議長)ございません。ただ、人数の関係もございますので、賛成なのか反対なのかというのを明確にさせていただかなければなりませんので、そのようなこともお聴きをして最終的にこちらで決定をさせていただきたいと思っております。まあ、10人もということになりますと、1人20分、30分してもそれなりの時間がかかりますので、2、3名程度かな、賛成、反対それぞれ、その程度

ではないかなというふうに思っております。

（質問）公述人が2人応募があったということですがけれども、どんな感じの人なんでしょうか。

（議長）県民の方です。

（質問）賛成、反対だとかは。

（議長）賛成、反対それぞれ1名ずつとお聞きしています。いわゆる学識経験者とかそういう方じゃなくて、一般の県民の方というふうに。

（質問）前回、美し国の関係の時も公述人を求めたわけですけど、その時は応募がゼロと。今回も数名であるということについての原因を含めてのお考えというか、感じ方はどうなんですか。

（議長）前回の公聴会の時もどなたも応募していただけて、あのような形になったわけですがけれども、時間の制約がなければ、例えば2日なり、3日なり開いてご意見をお聴きするということができれば、応募された方が賛成、反対ほぼ同数くらいの形で運営ができればというふうに思っているところなんですけれども、今回は1日といいますか、半日の公聴会ということですので、そのような形にならざるを得ないわけですがけれども。この問題については、知事の方もパブリックコメントをするということでございますので、そこでしっかり県民の意見を聴いて、私どもはそういう公聴会、あるいは参考人の招致などをしながら、私どもの。例えば全然意味が違うと思うんですね。執行部は議案を提出した側の人があるような形で聴くわけですがけれども、私どもはそういう立場ではなくて、これからしっかり議論をしていこうという立場で、議案を提出した方ではないわけですから、中身が全く違うというふうに思っておりますので、直接委員の皆さんからお聴かせをいただいて、私どもが県民の皆さんからお聴きした意見と執行部がパブリックコメント等あるいは座談会等で聴いた意見と、そういうふうにしり合わせをしてそこで議論をすれば県民のために何が今大切なのか、県立病院にとってということに私は収斂をさせていく議論が必要なんだと、そのためには県民の意思はどこにあるかという裏付けが必要でございますので、議論の場合、お互いにその裏付けを立場は違いますが、しっかりと裏付けを持った議論をしていかなければならないと思っております。机上の空論とか空中戦はこの問題ではしたくはないと思っております。

(質問) だからそのためには、ある程度のボリュームゾーンが必要じゃないですか。つまり、数名しか応募がなくて、その中で聴いても、ある意味偏った意見かもしれないし、それからいくとある程度のボリュームが必要だと思うんですけど、要はフレームを変えるとかいうお考えはないかということです。つまり、これ平日の午後1時ですよ。例えばそれを日曜日にやるとかすれば、もっとそういうことを応募される方もいるかもしれないし、そのところが何らかの手だてというのはお考えじゃないかなということです。

(議長) それは、先日も一志病院に関係する議員の皆さんが直接出向いていて、職員や住民の皆さんに意見の聴き取りをやっているところまでございまして、それぞれの会派や議員がそれぞれ創意工夫をしてこの問題については取り組んでいるところまでございます。特に、その4病院を抱える地域、志摩でもそうですけれども、議員の皆さんが住民の意思はどこにあるのかという、そういう意見もお聴きしていますし、議会全体としては今申し上げた、公聴会や参考人やそういう機関で招致をして議論をいたしますけれども、それだけに止まらず、議会としてではなくても、議員としてそれぞれの場で意見を聴いて、それを持ち寄って、また新たな議論を作り上げていければというふうに思っているところまでございまして、今のところ議会としては22日の公聴会をそのような場にしたいのですが、それだけではないというふうに思っています。

(質問) これで意見が仮にまとまって、公述人が仮に数名で足らざる場合は有識者云々というのもあると思うんですけど。

(議長) 当然公述人に意見を聴いて、これは常任委員長が判断することだと思いますけれども、もう一度まだ新たな県民の意見を聴いていかなければいけないということになれば、当然そうすべきですし、ずっと会期は幸いにしてあるわけですから、その会期中で、徹底的に県民の意見を聴いていくということは必要だと思っています。

(質問) その時にまとまった意見なり方向性というのが今後この前当局が出した県立病院の方針についての形でどのくらいの影響力があるのですか。

(議長) 今それに基づいて議論をしているわけですが、私はその案は案として全ての可能性は否定してはいけないと思っています。案は案としてですよ。ですからその案を金科玉条の如く守っていくという立場で県議会は議論を

してはいけないと思っています、むしろ。本当に県民の意思はどこにあって、県として県民の命や生命を守っていくためには、県立病院として何が一番相応しいのか、今現在。そういう観点で議論をしていかなければならないと思っていますので、知事が出してきた案にそのままこだわるということは思っておりません。全ての可能性は否定しません。

(質問)当初予算はとりあえず、僅かな額とはいいながら認めたわけですね。

(議長)当面推進していく90何万の予算ですね。はい。ただ、本当にこのことを決定するのは条例を議会に提出してきたときですから、その時に我々はしっかり揃えて議論をしておきたいと思えますし、執行部とも議論をしてまいりたいと思っています。あのことによってあの案を全て認めたというふうに思っておりません。

(質問)過去の例からいくと条例を提出してきた時はほとんど9部方固まって、ほぼ文言の修正程度で大体通りますよね。

(議長)今までならね。

(質問)議長も多分6月仮に定例会で条例改正云々とか、来年以降近いところで出てくるにしても、既に議長は多分交代されているだろうし、6月にはいないでしょう。

(議長)この問題については、既に決まっているのだったら、執行部もそのパブリックコメントを求めなくていいわけですから、お互いに今から議論しましょうという案をたたき台として出してきたくらいのことにはしか思っておりませんので、これからこのことについて議論をしっかりしていきたいと思っています。

(質問)昨日のミサイルの時に議会自身の緊急体制としてはどういう形にされたのですか。

(議長)議会総務課を中心に議員に対して県民の皆さんからさまざまどうなっているのとか問い合わせがある場合が多々今までもございましたので、議会議務局はその対応をするために待機をしていただいて、対策本部と連絡をとりながら、現状はこうですよということを議員に対して報告したり、お知らせし

たり、連絡したりすると、そのために待機をしていただきました。議員はそれを受けて、市町と同じように住民にどう対応するかそれぞれお考えをいただくということではないかと思えます。

（質問）議員に報告というのは、定時的に、例えば1時間毎とか、本部が出す情報が出たときに議会事務局の総務課が各議員にファックスでやられたのですか。

（議長）そうですね。はい。何時に発射したとかそのようなことをお送りをさせていただきました。

（質問）特に議長権限等で議員を関係常任委員会が何にあたるかわからないけど、その辺を集めたりとか、そういう縛りを今回かけていないんですか。

（議長）はい。かけておりません。基本的に私どもは今国の動向をしっかり見守っていきたいというふうに思っております。

（質問）例えば、見え方として、防危が入っている委員会がありますよね。その正副委員長とかあるいは委員とかがこういう場合は議会としても協力しようということで詰めるとか、そういう話にはならないのですか。

（議長）それはございません。正副議長でそのことについては必要があれば対応していくということで、今までもやってきておりますので。

（質問）ミサイル問題で政府が誤報を出しましたけど、それについては。

（議長）誤報というか、情報伝達のミスというかよくわからないのですけれども、このことについては、危機管理の問題について一ついろんなものを投げかけざるを得なかったといえますか、そのことによってそういうことになったと思いますが。そのことはそのこととして、しっかり原因を究明していただいて、こんなことは二度と起こってはいけないわけですけれども、次にこのようなことがあるとしたら、きちんと対応できるようにしていただきたいと思えます。ただ、そのことはそのこととして、別の議論に発展をしていくということについては、少し私は考えていかなければならないと思えます。そのことによって、いわゆる国の予算の防衛費がもうちょっと増やして3兆円から5兆円、6兆円というふうな形の議論はまた別の議論としてやっていくべきで、今回は単なる

誤報と言いますか、情報伝達のミスですから、それは分けて議論をすべきだろうというふうに思います。

(質問) リサイクル条例についてなんですけれども、改正案では0.14  $\mu\text{Gy}/\text{h}$ 以下という条例も入りましたけれども、あれが入ったことによって、0.14以下のアイアンクレイについては、一応リサイクル製品として申請することを妨げないという状況になっていると思うのですが、このことについて、お考えとなぜこういうふうにしたのかということをお聞かせください。

(議長) それは条例検証検討会の座長もそのことについての見解は出しているところございまして、大気中にもそれ以上のものが含有しているということもございまして、そのことによって県民の健康や安全に大変な影響を及ぼすというふうに判断はできないということを学者の先生からも聴いて確認をしたうえで、あのような形にさせていただいたところございまして、私は今のところ条例検証検討会としては適切にやったというふうに思っています。

(質問) 諮問会議なんですけど、例えば、選挙区区割りの特別委員会とかが今回できるのかわかりませんが、ずっとやってて、そういったものも逆に言ったら、諮問会議等をお願いするとかということは可能なんですか。

(議長) それはできると思いますね。ただ、そのことは最終的には附属機関でいろいろな議論をしていただいても、それは最終的には議会といいますか議員が決めることございまして、そのとおり決まるかどうかは別にして、このことは附属機関に諮問してはいけないなどというふうな壁を設けるつもりは全くございません。

(質問) ということは、場合によってはそういったものをお願いすることがあるかもしれないと。

(議長) そうですね。あるかもわかりませんが、ないかもわかりません。今のところまったく白紙です。

(質問) 今年はどうされますか。

(議長) 今年はこれから考えますけれども、主に議会改革の今までやってきたものを検証していただくということになるかと思っていますけれども、そのこ



とも、タブーでは決してありませんので。

(質問)今のところですね、選挙区調査特別委員会等は、今回、今年、期限的には今回ギリギリだと思うのですが、今年、立ち上げる要素は強いのですか。

(議長)これは少なくとも選挙の1年前には、選挙区はその定数も含めて決定しておかなければならないと思いますので、これからどのような形で議論するかは別にして、議員間で確認をし、決定をしていかなければならない課題だというふうに思っています。

(質問)議長のお考えとして、現在の条例定数よりは少ないけれども、51できていて、中には会期中ずっと51できている8年か12年ばかりの間に、途中で何人が抜けていって、45~6で大体運営している場合がありますが、適正総数というのはどのあたりとお考えですか。

(議長)一番少なかった時で44名ではなかったかと思うのですけれども、改選前の時それくらいであったかと思うのですけれども、今何名が適正かということは、私には分かりません。今、57から51にしているわけですけれども、43人だったそうです最少は。その決め方というのは、人口で決定したり、報酬とか、いわゆる財政面の関係で決定したりしているところがあるわけですけれども、私は、それも一つの大きな要素だと思います。その報酬なら報酬、定員なら定員に見合う、いわゆる県民に対して仕事をしているのかどうかというあたりをしっかりと組み込んだ定数議論をしていかなければならないと思っておりますので、今、何名が適正かというふうなことは私は分かりません。

(質問)過去の経緯は、私よりもよくご存知だとは思うのですが、平成11年から15年の期に、選挙区調査特別委員会が立ち上がって、要は15年のときの県議選についての定数に関して、あるいは選挙区区割りについて調整した部分がありましたが、その時の特別委員会委員長報告で、15年はともかくとして19年については51ではなくて、48なり、まあ数字は出てないですけど、その総数は見直すという附帯意見がついた形で、全会一致になっていますね、共産党を除いて。それがそのままきて15年、19年と、まあ15年の時はしょうがないにしても、今度、23年の県議選を迎える8年間、附帯意見は保留されたまま、このまま51でいきますとね。そこのところはその不整合が出てくるじゃないですか。

(議長) 見直しという文言になっていたかどうかは、私はちょっと覚えていないのですが、それと具体的に何名という数字も出ていなかったと思うんですよね。あの時は、都市部で、四日市とか津とかそういうところで何名か減らしまして、4名ですね。55から51にしたわけで、そのことについては、今回は都市部で減らしましたので、次回また考えましょうというふうな形になっていたというのは記憶をしているところでございます。その間に市町村合併がございまして、前回はなかなか市町村合併ができなかったということもございまして、51名そのままの選挙を19年度にしたわけでございまして、今、市町村合併も、一部残っているとしてもほぼ終わりかけている段階で定数の問題について、どこで議論はするのかということは別にして、議論をし、しっかり確立をして、議員も県民の皆さまにもそれを共有していただいて、23年の選挙戦に臨んでいくということになるんじゃないかと思えます。

(質問) 各派を回ってお聞きしたところ、比較的、今の51維持で、なおかつ場合によっては、現選挙区を維持した形、当然、今いらっしゃる議員の方だからそういう考えもあるでしょうけれども、何か今のままいくと、そのムードでいきそうな感じもあるのですが、その辺どうですか。

(議長) いや何も決まっていませんし、増やせということになるかもしれませんが、57名まで増やしたらいいじゃないかという議論になるかもわかりませんが、今のところ全く決まっておられませんけれども、過去、議論してきた経緯というのはやっぱり共有しながら、議論をしないと、そのことにこだわるわけではありませんけれども、そのことを今の新しい議員の皆さんにもしっかりと認識していただいて、議論をしていかないと、いびつな議論はしたくないと思っております。

(質問) あと、その絡みで、今年の役選なんですけど、今の萩野議長の定例会見も来月あと一回ですか。

(議長) あと一回ですね。5月にね。

(質問) 次回聞いてもいいのですが、とりあえずだめもとでお聞きしますが、役選のときに、去年代表者会議で申し合せの、新議長は要は2年だと、副議長については1年交代だというその代表者会議の申し合せは動かないですね。

(議長) それは当然、いきていると思えますね。はい。

(質問)それは、絶対今回いきるのですか。

(議長)少なくとも、私は、私ども2人は、1年の申し合せで正副議長に就任しているわけですから、当然、私どもは辞表は提出するということになると思いますね。

(質問)するんですか。

(議長)当然、1年の申し合せですから。私が諮問をして私の次から2年にしていたいた訳ですから、それを土俵から押し出されそうになって、自分で土俵を広げる気持ちはございません。

(質問)去年から新しい方式というか、旧に復した選考を正副議長とか役選候補者の選考を、選考の協議会ではなくて、代表者会議にもってきましたね。この方式は、今年も踏襲されるんですか。

(議長)そのことを昨年どおりするのか、これからずっと続けて、昨年のような形でずっと続けていくのかというところの議論は、去年はしませんでした。去年はああいう形でやったわけで、今回あのような形でやるか、あるいは別の方法でやるかというのは、代表者会議で議論をして、決めていくべきだろうと思っていますけれども。私は、あるいは県民の皆さんの前に公開して議論するということは、大変、意義のあることだと思いますので、私は、その後も踏襲し、逆に選考委員会を作らずに、代表者会議で去年のように続けていけたらと私はと思っていますけれども、もう一度、代表者会議で確認する必要があると思います。

(質問)ということは決まっているわけじゃなくて、選考委員会に戻すかそれとも代表者会議、去年のようにやっていくか、それについては今後、まだ確認するということですね。

(議長)そうですね。確認すると言う方が正しいかもしれませんね。私は、去年の方式をこれから踏襲していくべきだと思っています。

(質問)財政問題調査会ですけど、新年度予算についても答申を出すという話だったと思ったんですけど、それはなかったと思うんです。新年度予算につい

てはなかったと思うんですけど、それはなぜなのでしょう。最初出た時の話だと決算と博物館と予算という話だったと思うんですよ。

(議長) 財政問題調査会の答申が出されておまして、この間、全協でも代表者会議でも確認をしておりますので。

(質問) あれは決算についての話ですよ。

(議長) これからの在り方についても一部ありますけれども、それを知事に提出をいたしまして、一区切りついでから次のことをまた考えていきたいと思っています。

(質問) だから、予算はもう通っちゃったから、諮問する意味もないということですよ。

(議長) いやいや、そういうことではないのですけれども。もう一度そのことについては、知事に提言をし、知事からの意見も聞いて、今後のことについては考えたいと思っています。

(質問) わかりました。だから最初の決算についての答申についてしっかり対応していたら、新年度予算のことを1年目はできなかったという認識でいいんですね。

(議長) そうですね。もうそう言われれば、そうかもしれません。ただ今後のことについては、きちんと道筋を立てて提言をしてまいりたいと思っています。今後のことは、私がとやかに、新しい議長さんにそのことについては考えていただきたいと思っています。

(質問) 諮問会議なんですけど、いつ頃に諮問会議は設置となるのでしょうか。

(議長) これはですね、何と言っても、どなたを委員になっていただくかというのは、大変重要な要素を持っている会議でございますので、慎重に人選を進めてまいりたい、3名ないし5名を進めてまいりたいと思っていますので、できれば私どもの任期の間に進めていきたいのですけれども、若干、ずれ込んで、新しい体制の中でやっていくということになるかもしれません。

(質問) 人選は、今の議長さんの体制のときに決めて、設置は次の時にということになるのでしょうか。

(議長) できたら私どもで、人選は進めてまいりたいと思っています。

(質問) あと確認なんですけど、前議長のときにですね、3月31日に職員の退職辞令交付式がありまして、そこに議会側がですね同席していないという話で、議長ないし副議長の出席というのはどうですかというお話がしたときに、何でかと言ったら、議会事務局長の例えば退任される時にあの中に入る場合がありますよね。そうすると今は、当局だけでやっていますよね。二元代表制からいくと、少なくとも議会側の正副議長のどちらかが臨席されていてもしかるべきだと思うんですけど。

(議長) 辞令交付式ね。

(質問) 退職辞令、新入職員の場合でもいいのですけれど、とにかく、あの関係は全部、知事部局の専権事項になっているじゃないですか。その辺について、急な話ではあれですけれども、何かお考えはありますか。

(議長) ああ、そうですか。そのことについては、今、初めてお聞きしたのですけれども。私どもは、議会から出ていかれる方、そのことについては、正副議長で出向辞令を出しておりますし、こちらへ来ていただくことについては、辞令発令をしているところでございまして、もう少し議論がいるのかな。本当に二元代表制として、私どもがそちらへ退職のときに行くのはいかがなものか。来賓として行くということであれば、話は分かりますけれども、その当事者として行くのはいかがなものか。ただ事務局長がそのような場合があるという場合には、私は、そこへ行くのか、それともこちらで別の形でやるのか、二元代表制の本旨も考えながら対応を考えてまいりたいと思っています。

(質問) 去年で言ったら、事務局長がちょうど退職されるという形の中で、向こうの式には当然出られていますけれども、あと形だけ、前議長が議長応接室で辞める辞令を渡されているじゃないですか。それからいけば、大きな会の中でやられている方が県民からは分かりやすいというか。

(議長) ここで辞令を渡したのは、形だけではないと思いますけれども、それが正式な辞令なんだろうと思いますけれども、県の職員として採用されたこと

ですから、それはそちらへ行くのも、私はそんなに不思議なことではないと思っていますけれども。我々はどうか対応するかというのは少し議論もして、考えもさせてください。

(質問) そこからいくとですね、もともと議会改革の本丸は、事務局制、いわゆる事務局の職員を衆参両院のように専属で雇い入れて、専属でそこにずっと居てもらおうという形の、そこまで制度改革をしていかなかったら、議会改革っていうのは根付かないという議論が、北川県政の時代からずっとあるじゃないですか。今のところ議会の基本条例も含めて、何らかの形の改革というのはされてきていますけれど、最後の本丸はまだ手付かずなんですね。これについては、今後どういうふうにされますか。

(議長) これはおっしゃるとおりでございます、議会の議長が採用するというふうな形にすれば、本当の議会と執行部の二元代表制の確立は大きく前進するということは、おっしゃるとおりだと思っていますけれども、今、それを機が熟しているかどうかというのは、これから全国議長会とも議論しながら、そのことについては、今後、論議も深めながら対応してまいりたいと思っているところでございます。本来は、そうあるべきだと思っています。

( 以 上 ) 11:11 終了